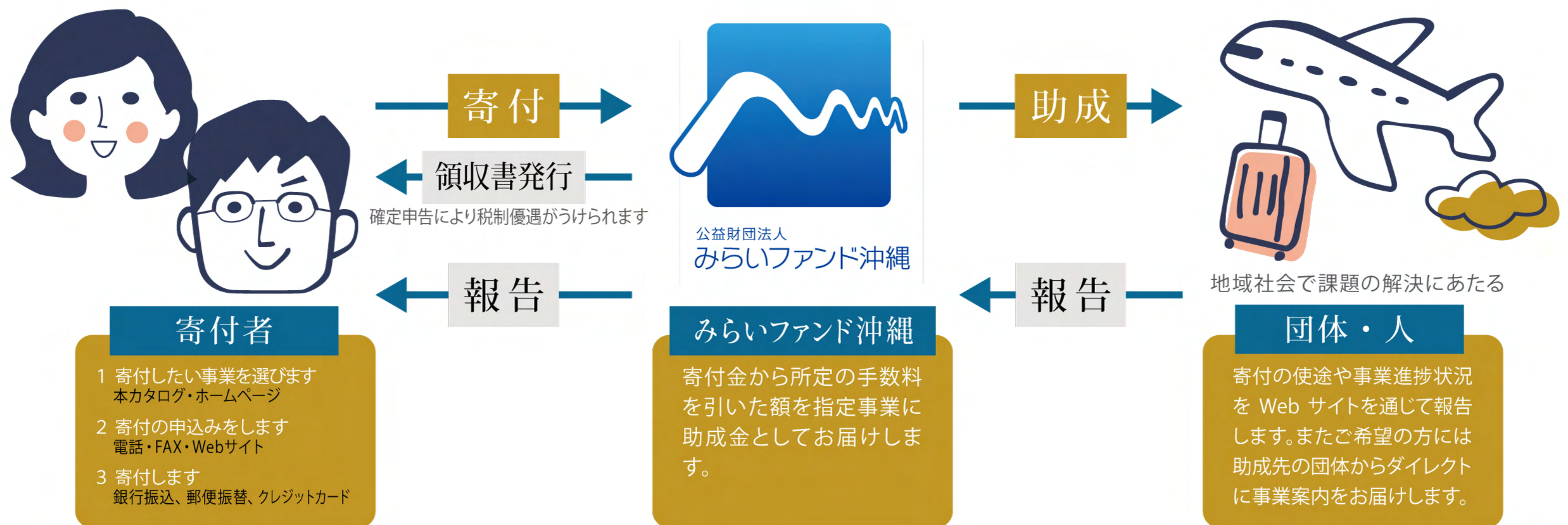


# 沖縄・離島の子ども派遣基金は 税制優遇の対象となります



沖縄・離島の子ども派遣基金は、みらいファンド沖縄内に設置されています。  
公益財団法人であるみらいファンド沖縄へのご寄付は、税制優遇の対象となります。

## 個人の方 新しい制度によって大きく変わりました

### 最大で寄付額の約5割を納税額から差し引くことが可能です

公益活動団体を後押しする目的で、個人からの寄付は所得税と住民税とあわせ40～50%を納税額から差し引くことが可能。みらいファンド沖縄の基金はすべてその対象で、税額控除の資格も有しています。

## 法人の方

### 損金算入の特別枠が適用されます

法人が認定 NPO 法人等に寄附をすると、一般の NPO 法人に寄附した場合の一般損金算入限度額とは別に、別枠の特別損金算入限度額が設けられており、その範囲内であれば損金の額に算入することが認められます

### 所得税

《税額控除方式》  
下記の金額が税額控除の対象になります。

**年間の寄付金額 - 2,000円** × **40%**  
(所得税額の25%が上限)

《所得控除方式》  
下記の金額が所得より控除されます。

**年間の寄付金額 - 2,000円**

### 住民税

《沖縄県民》  
下記の金額が住民税から差し引かれます。

**年間の寄付金額 - 2,000円** × **4%**

《下記の市町村の住民※》  
下記の金額が住民税から差し引かれます。

**年間の寄付金額 - 2,000円** × **6%**

※詳しくは、お住いの市町村にお問い合わせください。

### 損金算入

《一般損金算入限度額》

特別損金算入額も合わせた額まで適用されます。

$\left( \begin{array}{l} \text{資本金額の } 0.25\% \\ + \\ \text{所得金額の } 2.5\% \end{array} \right) \times \frac{1}{4}$

+

《特別損金算入限度額》

特別損金算入額も合わせた額まで適用されます。

$\left( \begin{array}{l} \text{資本金額の } 0.375\% \\ + \\ \text{所得金額の } 6.25\% \end{array} \right) \times \frac{1}{2}$

## 相続税

### 寄付した遺産には相続税がかかりません

相続または遺産により取得した財産の一部または全部を、公益社団法人・公益財団法人・認定 NPO 法人に寄付した場合、一定の要件を満たせば、寄付した財産には相続税が課税されません。  
詳しくは、税務署へお問い合わせください。また、税理士へのご相談もおすすめします。

相続税の申告期限までの寄付が対象となります。

# 寄付のお申し込み方法

## 1 お申し込み手続き

ご寄付にあたって、「寄付先を指定したい」「領収書や寄付先からの情報を希望する場合」などは、寄付の申込みをお願いします。



WEBでのお申込み

<https://miraifund.org/kikin/kodoomohaken/>

寄付申込書のダウンロードも可能です

### お申し込み手続きの注意事項

- ・領収書や事業報告をご希望の方は必ず住所をご記入ください。
- ・個人の方は税制優遇を受けるための領収書に記載する必要があるため住民票所在地の住所を必ずご記入ください。
- ・寄付指定先から情報を希望される場合は、申込で記入いただいた個人情報をご指定先の団体に提供いたしますので、予め同意の上でお申込みください。
- ・インターネット上からお申し込みの場合、銀行振込先口座、郵便振替口座、現金書留郵送先が申込完了後のページで表示されますので、ご確認いただき1週間以内を目処にご入金をお願いいたします。

## 2 寄付をする

### 銀行振込

- ・各事業の紹介に掲載されています口座をよくご確認の上、ご入金ください。
- ・領収書をご入用の方は、必ず「みらいファンド基金」に寄付フォームに入力ください
- ・振込手数料は寄付者の負担となります。

### 郵便振替

- ・通信欄に必ず寄付をしたい事業の事業名を記載してください。(各事業紹介ページをご確認ください)
- ・領収書をご入用の方は、お名前・ご住所・電話番号・メールアドレス(ない場合は不要)を必ず記載してください。
- ・ゆうちょダイレクトからご利用いただけません。ご利用いただく場合は、寄付申込みをお願いします。

### クレジットカードで寄付

- ・WEBサイトより入金処理をお願いします。

## 3 領収書発行について

確定申告に間に合うよう、個人の寄付に対する領収書は、原則希望された方に対して、その年に当財団に実際に入金された寄付額をまとめて、翌年1月中旬の送付または寄付入金確認後、数週間以内の送付どちらかを選択できます。(領収書記載の住所及び発送先は寄付入金時点でご連絡頂いている住所となります)

- ・寄付金控除等の税制優遇を受ける場合は、確定申告時に当財団が発行する領収書を提出してください。
- ・法人・団体・相続財産の寄付に対する領収書については、その都度7営業日以内にお送りいたします。
- ・クレジットカードによる寄付のお申込み受付日から当財団に入金されるまで2~3ヶ月かかりますので、寄付金控除等で年内の日付で領収書を必要とする方は、お申込み時期にご注意ください。10月以降の決済の場合、領収書は翌年以降の日付になる可能性があります。

みらいファンド沖縄は沖縄県から公益認定を受けた、  
税額控除に係る資格を有する財団です。



公益財団法人

みらいファンド沖縄

〒903-0824 沖縄県那覇市首里池端町34 2F

tel: 098-884-1123 fax: 098-882-2400 営業時間: 9:00-18:00(土日祝を除く)

e-mail: [office@miraifund.org](mailto:office@miraifund.org)

web: <https://miraifund.org/>

みらいファンド沖縄 検索